

議会改革検討委員会

第15回報告書

【報告事項】

議案の提出のあり方（指定管理議案など）

平成31年 2月 6日

川崎市議会議会改革検討委員会

1 検討結果

当検討委員会では、指定管理議案の提出方法のあり方について調査・検討を行ったところ、次のとおり、検討委員会としての結論に至った。

- ・ 指定管理議案の提出方法のあり方については、現状で大きな支障は生じていないが、一部の指定管理予定者に問題があった場合の取扱い等に関して課題が残されている状況であるため、執行部に対し、今後とも議会で適切な審議が行えるよう、配慮した対応を願いたいと考える。

2 議論の概要

(1) 本市における議案の提出方法の現状

- ・ 本市では、議案の提出方法に関して、複数の案件をまとめて一件の議案として取り扱っている例がある。
- ・ 例えば、指定管理議案については、原則として施設の設置条例ごとに複数の案件を一括して一件の議案として提出されている。
- ・ また、人事案件については、対象種別ごとに一件の議案として提出されている。
- ・ 市道路線の認定及び廃止については、まとめて一件の議案として提出されている。
- ・ 同一の制定理由に基づく条例改正については、まとめて一件の議案として提出されている。

(2) 議案の提出方法の見直しの必要性

- ・ 議案の提出方法については、法的な規定は存在しないため、市長提出の議案は、議案の提出権限を有する市長の判断により提出される。
- ・ 他の政令指定都市を調査した結果、議案の提出方法の取扱いについては都市によって様々であること、また、古くから政令指定都市であった都市においては比較的、複数案件をまとめて一議案としている傾向が強いという状況が認められた。
- ・ 人事案件については、種別によって対象者が非常に多数となる場合があることなどから、対象者個人ごとに個別の議案とすることについては、事務効率の観点からも課題があると思われる。
- ・ また、市道路線の認定及び廃止や、同一の制定理由に基づく条例改正をそれぞれ案件ごとに個別の議案とすることについては、大幅な件数の増加が見込まれる上に、内容的に個別に取り扱う意義や効果について課題があるものとする。
- ・ 一方で、指定管理議案については、一つの議案の中で複数の指定管理者を指定するケースが存在しており、設置の根拠となる設置条例は同じであるものの、施設や指定管理者ごとにそれぞれ業務内容や提携サービ

ス等が異なっているという現状がある。

- ・ 指定管理議案について、複数の指定管理予定者のうち、仮に一部の指定管理予定者に課題がある場合、他の指定管理予定者に問題がないとしても、議案としては一体のため、議会としては総体として賛否を判断しなければならないが、課題に対する集中的な審議の必要性から、複数の案件をまとめて一つの議案とする現行の提出方法の見直しについて、検討が必要ではないかと考える。
- ・ これらのことから、検討委員会では、特に指定管理議案の提出方法について、調査・検討を進めることとした。

(3) 指定管理議案の提出方法の見直しに関する協議

- ・ 市長提出の議案については、提出方法も含めて権限は市長にあるが、議会は議事機関として、提出された議案について適切に審査を行い、議決により市の施策の方向性を決定する権限を有していることから、より効率的・効果的な議案の提出方法について、議会側の視点から検討することは重要であると考ええる。
- ・ 複数の案件が含まれる指定管理議案について、一部の指定管理予定者に課題がある場合、議案総体として賛否を判断することに苦慮することがあることから、現状の指定管理議案を案件ごとに分割し、それぞれ個別の議案とすることが望ましいと考える。
- ・ また、一部の指定管理予定者に課題があるため議案に附帯決議を付す場合、附帯決議の内容が一部の指定管理予定者に関するもののみであっても、形式上は議案全体の附帯決議となるため、附帯決議の内容に直接の関係のない他の指定管理予定者にも関係があると混同される恐れがあるなど、一件の議案とした場合は市民にとって分かりにくい面がある。
- ・ 執行部に対し、仮に、現状の設置条例ごとを一議案とする方式から、公募案件ごと又は施設ごとを一議案とする方式に変更した場合のシミュレーションを依頼したところ、公募ごととした場合の議案数は現状の約2倍、施設ごととした場合の議案数は現状の約3倍となるとの試算であった。
- ・ 仮に議案の件数が増加したとしても、内容は複数の案件を一議案とした場合と同様であるため、執行部側及び議会側の負担は現状とさほど変わらないのではないかと考えられる。
- ・ 議案は原則として不可分であるため、複数の常任委員会の所管にまたがることから分割付託する場合等の例外を除き、審査や採決の際には一体として取り扱われる。仮に議案の一部に課題があり、その課題が議案全体に及ぼす影響が甚大であると判断した際には、他の部分に問題がない場合であっても、当該議案には反対することも可能である。
一方で、議案の一部に課題があるが、その課題が議案全体に及ぼす影響が甚大とまでは言えないと判断した際には、当該議案に賛成することもある。

- ・ 議案の一部に課題がある場合、当該議案に附帯決議を付し、課題に関する留意点を明らかにすることや、市長の権限を侵さない範囲において議案を修正すること、また、討論の機会を活用して議案に対する会派の意見を述べ、議案の賛否について考え方を明らかにするなど、個々の議案の内容に応じて、議会として対応する手段は備えられており、これまでも様々な事例に適切に対応してきたところである。
- ・ また、現状においても、議案の審査については、常任委員会における慎重審議を経て、意見、要望を明らかにした上で議決しており、附帯決議や討論の機会の活用等により十分議会としての関与が可能である。
- ・ 仮に議案の一部に賛成できない部分がある場合には、議案をいったん否決した上で、市長から当該部分を除いた議案の再提出を受け、これを可決することにより、他の部分に影響を与えずに議決することが可能であるため、現状の提出方法でも万一の場合に対処し得る方策が存在する。
- ・ また、議案の提出方法を変更した場合、議案の件数増による手続上の負担の大幅な増加及び議案審査の効率性の低下が懸念されるところである。
- ・ 以上のことから、議会は、市長から提出された議案に複数の案件が含まれていた場合も、議案を総体として受け止め、常任委員会における質疑により議案の内容を詳細に審議し、常任委員会及びその後の本会議において、議案への賛否を判断するという重要な責務を果たすべきと考える。
- ・ しかしながら、将来的には案件ごとに分割した議案の提出がなされる可能性もあるため、その際には、議会としても柔軟に対応する必要があるものとする。
- ・ 議会改革の流れの中で、議案提出のあり方について見直しの議論を議会で行ったことは意義があると認識しており、当面は現状の提出方法のまま進めるとしても、議案を提出する側である執行部には、より適切かつ効果的な提出方法について今後とも模索してほしいと考える。

(4) 検討委員会における議論の結論

- ・ 以上のことから、議案の提出方法については、現状で大きな支障は生じていないが、一部の指定管理予定者に問題があった場合の取扱い等に関して課題が残されている状況であるため、執行部に対し、今後とも議会でも適切な審議が行えるよう、配慮した対応を願いたいとの結論に至った。

資 料 編

- 「議案の提出のあり方（指定管理議案など）」に関する提案要旨
（みらい）----- 5

- 政令指定都市における議案の提出方法----- 6

- 指定管理議案一覧（平成25年度から平成29年度まで）----- 9

- 指定管理議案の提出方法を変更した場合の想定議案数一覧----- 10

検討項目「議案の提出のあり方（指定管理議案など）」に関する 提案要旨（みらい）

本市においては、指定管理議案など、複数の対象や案件をまとめて一つの議案として提出されている例がある。議案審査のさらなる充実を目指して、他都市の状況を参考にしつつ、議案の提出のあり方について研究したい。

政令指定都市における議案の提出方法

1 指定管理者指定議案

一括して提出	施設の設置 条例ごとに 1議案	5市	仙台市、 <u>*1横浜市</u> 、名古屋市、神戸市、 <u>*1川崎市</u>
	公募案件ごと に1議案	5市	千葉市、浜松市、大阪市、堺市、北九州市
	施設の種別 ごとに1議案	2市	札幌市、新潟市
施設ごとに 個別の議案		8市	<u>*1さいたま市</u> 、 <u>*1相模原市</u> 、静岡市、 <u>*1京都市</u> 、 <u>*1岡山市</u> 、 <u>*1広島市</u> 、福岡市、熊本市

*1…補足説明あり 詳細資料参照

2 市道路線の認定及び廃止

1議案	11市	札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、新潟市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、北九州市、川崎市
取扱種別ごとに 1議案	7市	さいたま市、相模原市、静岡市、浜松市、京都市、広島市、福岡市
申請単位ごとに 個別の議案	1市	<u>*2岡山市</u>
案件ごとに 個別の議案	1市	熊本市

*2…補足説明あり 詳細資料参照

3 人事案件

対象種別ごとに 1議案	11市	札幌市、仙台市、横浜市、新潟市、浜松市、 <u>*3大阪市</u> 、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、川崎市
対象者ごとに 1議案	9市	さいたま市、千葉市、相模原市、 <u>*3静岡市</u> 、 <u>*3名古屋市</u> 、京都市、堺市、 <u>*3岡山市</u> 、熊本市

*3…補足説明あり 詳細資料参照

4 同一の制定理由に基づく条例改正

1 議案	1 6 市	札幌市、仙台市、 <u>*4さいたま市</u> 、千葉市、横浜市、相模原市、 <u>*4新潟市</u> 、 <u>*4浜松市</u> 、 <u>*4名古屋市</u> 、 <u>*4大阪市</u> 、堺市、神戸市、岡山市、 <u>*4広島市</u> 、北九州市、川崎市
条例ごとに個別の議案	3 市	<u>*4静岡市</u> 、 <u>*4京都市</u> 、熊本市
個別に判断	1 市	福岡市

*4...補足説明あり 詳細資料参照

5 その他の一括して提出する議案

町（字）の区域及び名称の変更	4 市	札幌市、新潟市、岡山市、北九州市
損害賠償額の決定及び和解	2 市	神戸市、福岡市
市営住宅建設工事請負契約において分割発注がある議案	1 市	大阪市
なし	1 3 市	仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、堺市、広島市、熊本市、川崎市

各政令指定都市における議案の提出方法

	指定管理者指定議案	市道路線の認定及び廃止	人事案件	同一の制定理由に基づく 条例改正	その他の 一括して提出する議案
札幌市	施設の種別ごとに1議案	1議案	対象種別ごとに1議案	1議案	町(字)の区域及び名称の変更
仙台市	施設の設置条例ごとに1議案	1議案	対象種別ごとに1議案	1議案	なし
さいたま市	施設ごとに個別の議案 (※原則施設ごとだが、併設施設・近隣施設をまとめて募集する場合もある)	取扱種別ごとに1議案 (認定、廃止、変更)	対象者ごとに個別の議案	1議案 (※他の改正理由がある場合は個別の議案)	なし
千葉市	公募案件ごとに1議案	1議案	対象者ごとに個別の議案	1議案	なし
横浜市	施設の設置条例ごとに1議案 (※合築施設で一の指定管理者を指定するものは1議案)	1議案	対象種別ごとに1議案	1議案	なし
相模原市	施設ごとに個別の議案 (※一部、施設の種別ごとに1議案として提出している例もある)	取扱種別ごとに1議案 (認定、廃止)	対象者ごとに個別の議案	1議案	なし
新潟市	施設の種別ごとに1議案	1議案	対象種別ごとに1議案	1議案 (※他の改正理由がある場合は個別の議案)	町(字)の区域及び名称の変更
静岡市	施設ごとに個別の議案	取扱種別ごとに1議案 (認定、廃止、変更)	対象者ごとに個別の議案 (※人権擁護委員の推薦は1議案)	条例ごとに個別の議案 (※過去に1議案で提出した例あり)	なし
浜松市	公募案件ごとに1議案	取扱種別ごとに1議案 (認定、廃止、変更)	対象種別ごとに1議案	1議案 (※他の改正理由がある場合は個別の議案)	なし
名古屋市	施設の設置条例ごと1議案	1議案	対象者ごとに個別の議案 (※農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、土地利用審査委員会委員の選任、人権擁護委員の推薦は1議案)	1議案 (※複数局が所管する条例が改正される場合等は所管局の条例ごとに個別の議案として提出している例もある)	なし
京都市	施設ごとに個別の議案 (※複数施設で同一の指定管理者を指定する議案について、1議案としている例がある。)	取扱種別ごとに1議案 (認定、廃止、変更)	対象者ごとに個別の議案	条例ごとに個別の議案 (※複数の関係条例の改正について、いくつかの議案にまとめて提出した例がある)	なし
大阪市	公募案件ごとに1議案	1議案	対象種別ごとに1議案 (※副市長の選任は対象者ごとに個別の議案)	1議案 (※人事委員会勧告に基づく複数の職員給与関係条例の改正は、個別の議案)	市営住宅建設工事請負契約において分割発注がある議案
堺市	公募案件ごとに1議案	1議案	対象者ごとに個別の議案	1議案	なし
神戸市	施設の設置条例ごとに1議案	1議案	対象種別ごとに1議案	1議案	損害賠償額の決定及び和解(同一理由による複数の相手方を一括)
岡山市	施設ごとに個別の議案 (※複数施設で同一の指定管理者を指定する議案について、1議案としている例がある。)	申請単位ごとに個別の議案 (※開発道路等で1つの申請に複数の路線があった場合でも1件の議案として提出)	対象者ごとに個別の議案 (※固定資産評価委員の選任、人権擁護委員の推薦等は1議案)	1議案	町(字)の区域及び名称の変更など
広島市	施設ごとに個別の議案 (※複数施設を一体的・総合的に管理することにより、施設相互の連携が図られ、また、効率的な管理が期待できる施設は、複数施設をまとめて1議案とする)	取扱種別ごとに1議案 (認定、廃止)	対象種別ごとに1議案	1議案 (※条例改正の趣旨が異なる場合などは、条例ごとに個別の議案として提出することもある)	なし
北九州市	公募案件ごとに1議案	1議案	対象種別ごとに1議案	1議案	町(字)の区域及び名称の変更
福岡市	施設ごとに個別の議案	取扱種別ごとに1議案 (認定、廃止、変更)	対象種別ごとに1議案	個別に判断	損害賠償額の決定及び和解(同一理由による複数の相手方を一括)
熊本市	施設ごとに個別の議案	案件ごとに個別の議案	対象者ごとに個別の議案	条例ごとに個別の議案	なし
川崎市	施設の設置条例ごとに1議案 (※合築施設で一の指定管理者を指定するものは1議案) (※区スポーツセンターは選定事務を各区で個別で行ったため、施設ごとに個別の議案) (※保育園は設置条例は一つだが施設ごとに個別の議案)	1議案	対象種別ごとに1議案	1議案	なし

指定管理議案一覧（平成25年度から平成29年度まで）

年度	会期	指定管理議案	件数	年度合計		
25	25-2	議案第 83号 川崎市南平間保育園の指定管理者の指定について	3→0	23→18		
		議案第 84号 川崎市宮前平保育園の指定管理者の指定について				
		議案第 85号 川崎市白鳥保育園の指定管理者の指定について				
	25-3	議案第 114号 川崎市わーくす日進町の指定管理者の指定について	2→1			
		議案第 116号 港湾施設の指定管理者の指定について				
	25-4	議案第 174号 川崎市体育館の指定管理者の指定について	14→13			
		議案第 175号 川崎市大山街道ふるさと館の指定管理者の指定について				
		議案第 176号 川崎市黒川青少年野外活動センターの指定管理者の指定について				
		議案第 177号 川崎市産業振興会館の指定管理者の指定について				
		議案第 178号 川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理者の指定について				
		議案第 179号 川崎市余熱利用市民施設の指定管理者の指定について				
		議案第 180号 川崎市橋リサイクルコミュニティセンターの指定管理者の指定について				
		議案第 181号 川崎市葬祭場の指定管理者の指定について				
		議案第 182号 川崎市老人福祉センター及び川崎市老人福祉・地域交流センターの指定管理者の指定について				
		議案第 183号 陽光ホームの指定管理者の指定について				
		議案第 184号 川崎市老人いこいの家の指定管理者の指定について				
		議案第 185号 川崎市久末老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について				
		議案第 186号 川崎市多摩川緑地パークボール場の指定管理者の指定について				
	議案第 187号 川崎市港湾振興会館の指定管理者の指定について					
	26-1	議案第 24号 川崎シンフォニーホールの指定管理者の指定について	4			
		議案第 26号 川崎市スポーツ・文化総合センターの指定管理者の指定について				
		議案第 27号 北部地域療育センターの指定管理者の指定について				
		議案第 55号 川崎市営霊園の指定管理者の指定について				
	26	26-4	議案第 159号 川崎市民プラザの指定管理者の指定について		4	6
			議案第 161号 川崎市中部リハビリテーションセンターの指定管理者の指定について			
議案第 162号 富士見公園の指定管理者の指定について						
議案第 163号 川崎市緑化センターの指定管理者の指定について						
27-1		議案第 41号 中央療育センターの指定管理者の指定について	2			
27	27-5	議案第 186号 川崎市国際交流センターの指定管理者の指定について	22	25		
		議案第 187号 川崎市とどろきアリーナの指定管理者の指定について				
		議案第 188号 川崎市幸スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館の指定管理者の指定について				
		議案第 189号 川崎市高津スポーツセンターの指定管理者の指定について				
		議案第 190号 川崎市宮前スポーツセンターの指定管理者の指定について				
		議案第 191号 川崎市麻生スポーツセンターの指定管理者の指定について				
		議案第 192号 川崎市男女共同参画センターの指定管理者の指定について				
		議案第 193号 川崎市こども文化センター及び川崎市ふれあい館の指定管理者の指定について				
		議案第 194号 川崎市青少年の家の指定管理者の指定について				
		議案第 195号 川崎市子ども夢パークの指定管理者の指定について				
		議案第 196号 川崎市立労働会館の指定管理者の指定について				
		議案第 197号 川崎市生活文化会館の指定管理者の指定について				
		議案第 198号 井田老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について				
		議案第 199号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンターの指定管理者の指定について				
		議案第 200号 ふじみ園及び川崎市南部身体障害者福祉会館の指定管理者の指定について				
		議案第 201号 川崎市身体障害者福祉会館の指定管理者の指定について				
		議案第 202号 川崎市北部身体障害者福祉会館及び川崎市わーくす高津の指定管理者の指定について				
		議案第 203号 川崎市聴覚障害者情報文化センターの指定管理者の指定について				
	議案第 204号 川崎市総合福祉センターの指定管理者の指定について					
	議案第 205号 川崎市高齢社会福祉総合センターの指定管理者の指定について					
議案第 206号 川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの指定管理者の指定について						
議案第 207号 川崎市わーくす大師の指定管理者の指定について						
28-1	議案第 38号 川崎市アートセンターの指定管理者の指定について	3				
	議案第 39号 川崎市少年自然の家の指定管理者の指定について					
	議案第 42号 港湾施設の指定管理者の指定について					
28	28-3	議案第 132号 川崎市市民ミュージアムの指定管理者の指定について	1	6		
	28-4	議案第 192号 川崎市中原老人福祉センターの指定管理者の指定について	5			
		議案第 193号 市営自転車等駐車場の指定管理者の指定について				
		議案第 194号 大師公園の指定管理者の指定について				
		議案第 195号 多摩川緑地バーベキュー広場の指定管理者の指定について				
議案第 198号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の指定管理者の指定について						
29	29-2	議案第 76号 川崎市コンベンションホールの指定管理者の指定について	1	10→8		
	29-4	議案第 142号 川崎市とどろきアリーナの指定管理者の指定について	8→7			
		議案第 144号 かわさき新産業創造センターの指定管理者の指定について				
		議案第 145号 川崎市等々力老人いこいの家の指定管理者の指定について				
		議案第 146号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンターの指定管理者の指定について				
		議案第 147号 川崎国際生田緑地ゴルフ場の指定管理者の指定について				
		議案第 148号 生田緑地、川崎市岡本太郎美術館、川崎市立日本民家園及び川崎市青少年科学館の指定管理者の指定について				
	議案第 151号 川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者の指定について					
議案第 143号 東海道かわさき宿交流館の指定管理者の指定について						
30-1	議案第 33号 港湾施設の指定管理者の指定について	1→0				

指定管理議案 提出議案数について

現 状

指定管理議案については、原則条例ごと1議案として提出している。

(例：こども文化センター、老人いこいの家など)

議案の提出数 (平成25年度から平成29年度までの指定管理議案から、2回以上提出されたもの、廃止されたものを除く)

年 度	現 状	1施設ごと	公 募 ご と
平成25年度	18	73	29 老人福祉センター(1⇒6) 老人いこいの家(1⇒7)
平成26年度	6	8	6
平成27年度	25	100	61 こども文化センター(1⇒23) 特別養護老人ホーム・養護老人ホーム(1⇒9) 心身総合リハビリテーションセンター(1⇒6) 身体障害者福祉会館(1⇒2)
平成28年度	6	6	6
平成29年度	8	15	10 心身総合リハビリテーションセンター(1⇒3)
合 計	63	202	112

「公募ごと」欄の施設名及び括弧内の数値は、現状と変更がある施設。

(例：老人福祉センターは、現状は1つの議案として提出しているが、公募ごとに提出した場合は6つの議案となる。)

総務企画局庶務課調査担当作成